

アドレス・ベース・レジストリ データ解説書

<2022年4月 試験公開版>

2022年4月18日

デジタル庁

目次

1	はじめに.....	4
1.1	アドレス・ベース・レジストリとは.....	4
1.2	アドレス・ベース・レジストリの整備状況と今後の予定.....	6
2	アドレス・ベース・レジストリのオープンデータ公開.....	7
3	アドレス・ベース・レジストリのデータ仕様.....	8
3.1	アドレス・ベース・レジストリの構造.....	8
3.2	町字マスター.....	9
①	町字マスターに収録する基準.....	9
②	町字 ID.....	10
③	町字 ID の体系.....	11
3.3	住居表示-街区マスター.....	12
①	住居表示-街区マスターに収録する基準.....	12
②	親となる町字データ.....	12
③	街区 ID.....	12
3.4	住居表示-住居マスター.....	13
①	住居表示-住居マスターに収録する基準.....	13
②	親となる住居表示-街区データ.....	13
③	住居 ID.....	13
④	住居 2ID.....	14
3.5	効力発生日と廃止日.....	14
4	初期データ整備の概要.....	15
4.1	市区町村マスターの初期整備.....	15
4.2	町字マスターの初期整備.....	16
4.3	住居表示-街区マスターの初期整備.....	16
4.4	住居表示-住居マスターの初期整備.....	17
5	【参考1】アドレス・ベース・レジストリ運用システム.....	18
6	【参考2】町字 ID 付番ガイドライン.....	19
6.1	町字 ID の付番方法.....	19
①	小字の扱い.....	19
②	丁目の扱い.....	20
③	同じ町字の一部が住居表示実施されている場合.....	21
④	初期データに関する留意事項.....	21

⑤	新たな町字 ID を付番するとき	21
6.2	町字の異動に対するレコード更新ポリシー	22
6.3	町字の区域・名称の変更 - 主なパターンの整理	23
①	区域の画定（新設）	23
②	区域の廃止（全部又は一部）	24
③	区域の変更	25
④	名称の変更	26
⑤	住居表示の実施	27
⑥	上位階層の変更	28

1 はじめに

2022年4月、デジタル庁はアドレス・ベース・レジストリ（住所・所在地マスターデータ）の試験公開を開始いたします。

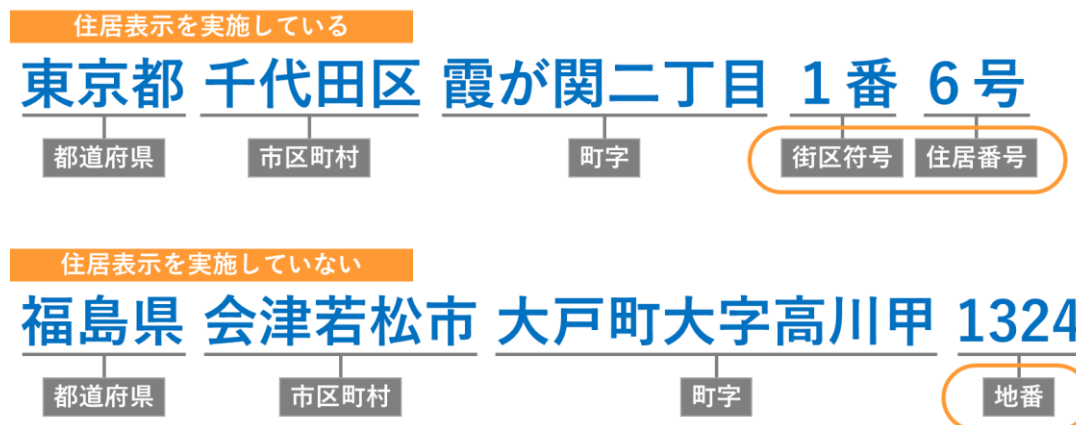
この資料は、ご利用にあたっての参考情報をご提供するためのものです。

1.1 アドレス・ベース・レジストリとは

ベース・レジストリとは、公的機関等で登録・公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベースです。

2021年5月26日の「ベース・レジストリの指定¹」において、アドレス（住所・所在地）はベース・レジストリに指定され、以降マスターデータの整備を進めてきました。

アドレス（住所・所在地）情報は、様々な場面で使われていますが、表記のゆらぎが大きく、機械判読性が低い課題があります。名寄せ・突合作業に苦勞された経験をお持ちの方も多いと思います。また、住居表示による住所表記と、地番による住所表記の2種類が混在する複雑さもあります。



そこで、アドレス・ベース・レジストリ整備では、まず町字（読み：まちあざ、地方自治法の「町若しくは字」のことであり、大字・町・丁目・小字等からなる）のマスターデータを

¹ <https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/SpecifyingBaseRegistry.pdf>

整備し、更新するしくみを構築し、「町字 ID」を付与し、社会の基盤として様々な場面で参照可能になるよう公開することを目指しています。

さらに、住居表示のマスターデータとして、町字レコードに住居表示の実施／非実施に区分、住居表示方式（街区方式／道路方式）の属性を保持するとともに、住居表示-街区マスターデータ、住居表示-住居マスターデータを整備します。

地番のマスターデータは、整備・公開のあり方について検討中の状況ですが、地番の上位階層をなす町字レコードは網羅的に収録することを目指しており、不動産登記情報における地番区域情報を参照し、住所の表記に必要となる小字（地番が小字起番の場合の小字）の収録するよう整備を進めています。



※2022年4月時点で地番データは未整備です。

詳細は後述しますが、アドレス・ベース・レジストリの初期データ整備にあたっては、既に政府機関で整備されているデータを活用し、いわばマッシュアップしてマスターデータとして統合（マージ）したものです。町字レコードのベースは電子国土基本図（地名情報）とし、町字 ID は大字町丁目レベル位置参照情報の ID を原則踏襲する形で収録しています。

これらの参照元データと紐付くレコードについては、代表点の位置座標の情報をマスターデータに対する位置参照拡張テーブルに収録し、地図上に重ねて表示可能にしています。

1.2 アドレス・ベース・レジストリの整備状況と今後の予定

2022年4月時点の整備状況は以下のとおりです。

- 町字マスターデータ（位置参照拡張含む）の初期整備が完了しています。
- 町字IDを付与
- 電子国土基本図（地名情報）、大字町丁目レベル位置参照情報、不動産登記の地番区域情報のデータを突合・マージ
- 不動産登記情報の地番区域情報から小字の情報（地番の親階層となる起番レコード）を収録
- 地方自治法第260条の「町若しくは字」に該当するか、通称名かの区別はできていない
- 住居表示フラグの整備が完全ではない（同一の町字に住居表示実施区域と非実施区域を含む場合等）
- 参照元データ（出典）に外字を含む場合、現時点では整備対象外としている
- 住居表示-街区マスターデータ、住居表示-住居マスターデータ（それぞれ位置参照情報含む）の初期整備が完了しています。
- 住居マスターには、基礎番号（電子国土基本図（地名情報）住居表示住所より）を収録
- 地番のマスターデータは、未整備で、整備・公開のあり方について検討中です。

2022年度の整備予定は以下のとおりです。

- 整備済みの町字及び住居表示の各マスターのデータ更新の実証を進めます。
- アドレス・ベース・レジストリの整備に関する自治体との連携について、実証を進めます。
- 地番マスターデータの整備を実施します。ただし、一般への公開可否は未定です。
- 外字の取り扱いについて方針を整理し、未収録のデータ等の整備を進めます。
- 試験公開に対するご意見をいただき、整備方針やデータ仕様等に反映します。
- 正式公開のあり方を整理・検討し、決定します。

2023年度以降の検討事項は以下のとおりです。

- ポリゴンデータの整備のあり方について検討します。
- 2022年度の取組で生じた新たな課題について、検討します。

2 アドレス・ベース・レジストリのオープンデータ公開

アドレス・ベース・レジストリのデータは、2022年4月に新設された「ベース・レジストリ データカタログサイト」からダウンロードできます。

ベース・レジストリ データカタログサイト

<https://registry-catalog.registries.digital.go.jp/dataset>

データの種類と、それぞれのデータ収録単位は以下のとおりです。

No	データ名称	データ収録単位		
		全国	都道府県単位	市区町村単位
1	都道府県マスター	○	—	—
2	市区町村マスター	○	○	—
3	町字マスター	○	○	○
4	住居表示-街区マスター	—	○	○
5	住居表示-住居マスター	—	○	○
6	町字マスター位置参照拡張	—	○	○
7	住居表示-街区マスター位置参照拡張	—	○	○
8	住居表示-住居マスター位置参照拡張	—	○	○

- CSV ファイルを ZIP 圧縮した形式でダウンロードできます。
- CSV ファイルの形式は以下のとおりです。
 - 文字コード：UTF-8/BOM なし
 - フィールドセパレータ：カンマ(,)
 - レコードセパレータ：CR+LF

【2022年4月時点の整備状況】

- 地番マスター、地番マスター位置参照拡張は未整備です。

3 アドレス・ベース・レジストリのデータ仕様

データ項目定義書は、別紙「アドレス・ベース・レジストリデータ項目定義書」をご参照ください。

3.1 アドレス・ベース・レジストリの構造

各マスターデータの関係は以下のとおりです。



市区町村の ID となる全国地方公共団体コード（チェックデジット付き 6 桁）と、町字 ID（7 桁）を別フィールドに収録します。

町字マスターには、住居表示フラグのフィールドを保持します。同一の町字領域内に、住居表示実施区域と非実施区域がある場合、2レコード収録します。

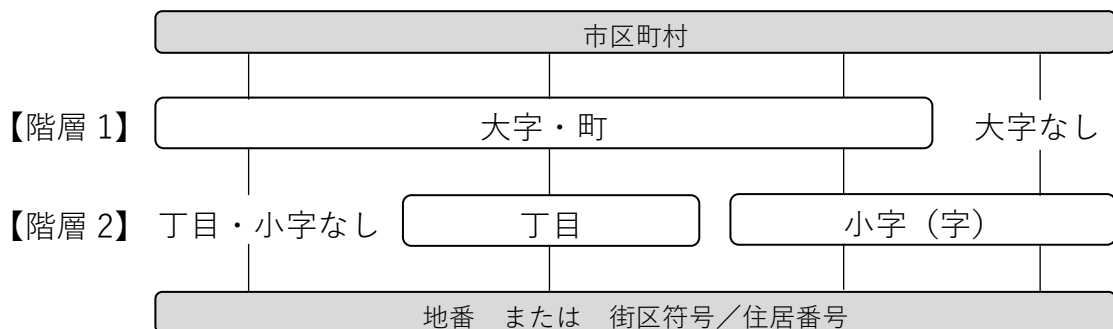
3.2 町字マスター

① 町字マスターに収録する基準

町字の定義は、地方自治法その他に明確には存在しないものの、市区町村内における市区町村の下位階層の行政区画を指します。

- 地方自治法第 260 条第 1 項の「市町村の区域内の町若しくは字」（町若しくは字の区域の新設・廃止、区域の変更、名称の変更に関する手続を規定している）
- 住居表示に関する法律第 2 条の「市町村内の町又は字」（街区方式の住居表示における、街区の上位階層の行政区画）
- 不動産登記規則第 4 条第 1 項の別表一の土地の「所在」に市区町村名とともに記録される、地番の上位階層である地番区域

町字マスターに収録する町字は、以下のように「町・大字」と「丁目・小字」の 2 階層に分けたコード体系を採用し、名称も項目を分けて収録します。



町字マスターに収録する基準は以下の通りとします。

【必須】

- 大字・町（丁目・小字なし）
- 大字・町（丁目・小字の下位階層あり）
- 丁目
- 小字（小字が地番区域（小字起番）の場合）

【任意】

- 小字（小字が地番区域（小字起番）でない場合）
- 通称等（住所・所在地の表示において町字でない通称名が普及している場合、無番地や国有林などの場合、なお京都の通り名は収録しない）

また、地番マスター、住居表示-街区マスター、住居表示-住居マスターとの紐付けのため、以下の場合もデータを収録します。

- 大字・町、丁目、小字ともになし（大字・町も小字もなく、市区町村に続いて地番の表示となる場合）
- 道路方式の住居表示における道路名

【2022年4月時点の整備状況】

- 地番マスターが未整備のため、大字・町、丁目、小字ともになしのレコードは未収録です。
- 非起番の小字レコードは公開用データには未収録です。

② 町字 ID

町字 ID は、「大字・町」を示す 4 桁の数字と、「丁目」又は「小字」を示す 3 桁の数字により構成します。

町字 ID は、以下の要件を満たすように付番します。

- 同一市区町村内で一意になるよう、重複なく付番する。
- 丁目又は小字がある場合、上位階層となる大字・町の 4 桁は、同じ値とする。
- データ更新時の継承性を担保する。つまり、同一の町字に対する町字 ID は、更新データにおいても同じ値とする。
- 町字の区域の変更、名称の変更の場合、町字 ID の振り直しはせず、同じ値を継承する。
- 廃止された町字に使用した町字 ID は、新たな別の町字に対して使用しない。

③ 町字 ID の体系

町字 ID の体系を以下に示します。町字 ID (7 桁) は、大字町丁目レベル位置参照情報の大字町丁目コードの下 7 桁を原則踏襲しますが、一部異なる場合があります。

住居表示 実施区分	階層 1	階層 2		説明	町字 ID	
	大字・町	丁目	小字		上 4 桁	下 3 桁
住居表示 実施 (街区方式)	町	(丁目なし)	(小字なし)		0001~9999	000
	町	丁目	-	堺市の「丁」を含む	0001~9999	001~100
	町	-	丁目に文字	「●丁目北」など文字を含む場合	0001~9999	101~999
	(町なし)	丁目	-	例外的、固有地名部分がない場合	0000	001~100
住居表示 実施 (道路方式)	道路	(丁目なし)	-	道路方式の住居表示の場合、道路名は「大字・町名」に収録	0001~9999	000
	道路	丁目	-		0001~9999	001~100
住居表示 非実施	大字・町	(丁目なし)	(小字なし)		0001~9999	000
	大字・町	丁目	-		0001~9999	001~100
	大字・町	-	小字	文字を含む丁目も小字扱い	0001~9999	101~999
	大字・町	-	番地補足	番地の前の「東」「浜」「甲」「イ」等(*1)	0001~9999	101~999
	(大字なし)	丁目	-		0000	001~100
	(大字なし)	-	小字(字)		0000	101~999
	(大字なし)	(丁目なし)	(小字なし)		0000	000
	大字・町	-	通称等	通称、無番地等(町字の下層の場合)	0001~9999	101~999
	通称等	-	(小字なし)	通称、無番地等(市町村の直下の場合)	0001~9999	000

(*1) IMI 共通語彙基盤における「住所型」の「番地補足」に相当するもの

※ 町字 ID を 7 桁で表現するため、「丁目」か「小字」はいずれか一方しか収録しない。

※ 町字 ID の下 3 桁に丁目を収録する場合は、丁目数字をそのまま使用し左をゼロ埋め。

3.3 住居表示-街区マスター

① 住居表示-街区マスターに収録する基準

街区符号は、住居表示に関する法律に規定される街区方式の住居表示の「市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によつて区画した場合におけるその区画された地域(以下「街区」という。)につけられる符号」です。

住居表示-街区マスターに収録する基準は以下の通りとします。

【必須】

- 街区方式の住居表示実施区域のすべての街区符号
- 道路方式の住居表示の場合の、町字マスターと住居表示-住居マスターのデータをつなげるための「街区 ID」に"000" を収録したデータ(道路形式の住居表示の場合でも、街区方式と同じようにプログラムで取り扱えるようにするため)

② 親となる町字データ

- 親となる町字は町字マスターの「住居表示フラグ」が「1 (住居表示実施)」のデータとします。
- 親となる町字データに該当する町字 ID を収録します。

③ 街区 ID

街区 ID の 3 桁は以下の範囲で使用します。

- "000" : 道路方式の住居表示の場合(実際には街区はない)
- "001"~ "900" : 数字のみの街区符号(当該数字に左ゼロ埋め)
- "901"~ "999" : 数字以外を含む街区符号

数字以外を含む街区符号は、上記の範囲で重複なく付番します。

3.4 住居表示-住居マスター

① 住居表示－住居マスターに収録する基準

住居番号は、住居表示に関する法律に規定される「建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号」です（街区方式・道路方式共通）。

住居表示－住居マスターに収録する基準は以下の通りとする。

【必須】

- 街区方式の住居表示実施区域の基礎番号（フロンテージ）

【任意】

- 街区方式の住居表示実施区域の実際に付定されている住居番号
- 道路方式の住居表示実施区域の実際に付定されている住居番号

【2022年4月時点の整備状況】

- 実際に付定されている住居番号は未収録です。

② 親となる住居表示－街区データ

街区方式の住居表示の場合、親となる街区データは当該住居が含まれる街区のものとしします。

道路方式の住居番号の場合、当該道路名が収録される町字 ID の、街区 ID が”000”のデータとしします。

③ 住居 ID

住居 ID の 3 桁は以下の範囲で使用します。

- ”001”～ ”900” : 数字のみの住居番号（当該数字に左ゼロ埋め）
- ”901”～ ”999” : 数字以外を含む街区符号

数字以外を含む場合は、上記の範囲で重複なく付番します。

④ 住居 2ID

住居番号が団地・中高層建物の特例により各戸の番号が設定される場合、又は住居番号に枝番が設定される場合、「-」で2つの番号を組み合わせると住居番号が構成されます。この場合の、「-」の後の番号を収録します（各戸の番号を収録する場合）。

また、市区町村によっては、異なる住居が同一の基礎番号（フロントページ）となる場合に、独自に枝番を付与している場合があります。この場合の、「-」の後の番号を収録します。

住居 2ID の 5 桁は以下の範囲で使用します。

- "00001"～ "10000" : 数字のみの場合
- "10001"～ "99999" : 数字以外を含む場合

数字以外を含む場合は、上記の範囲で重複なく付番します。

【2022年4月時点の整備状況】

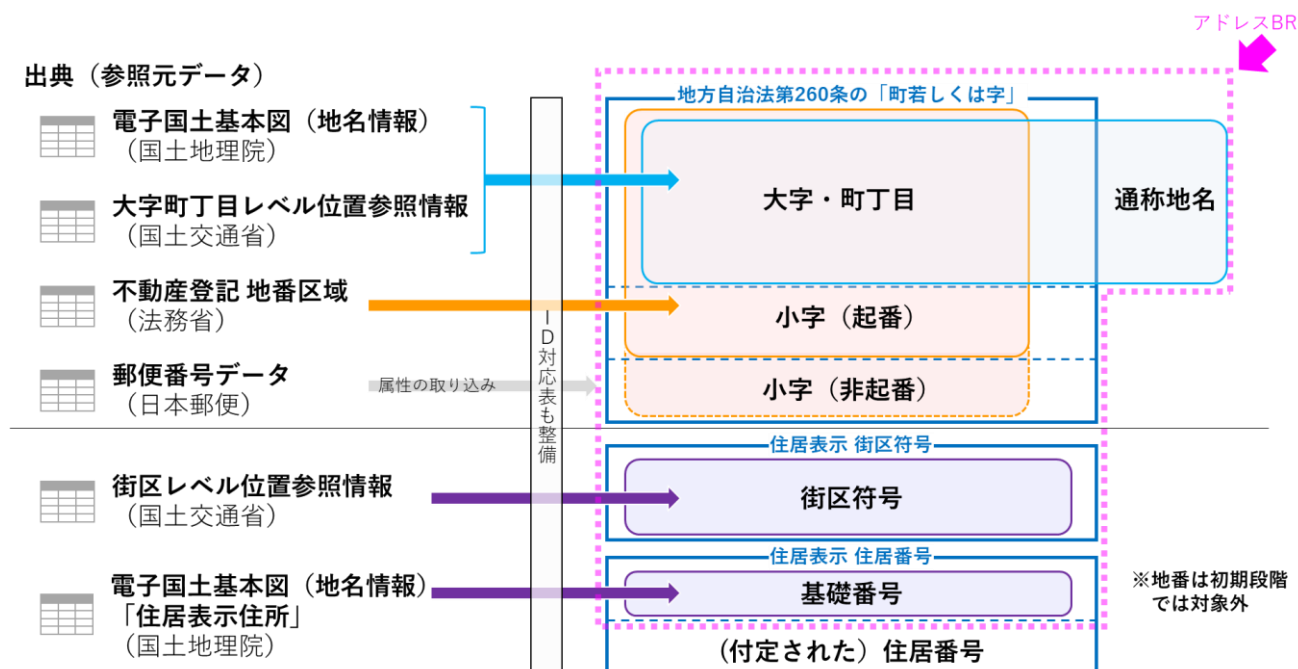
- 実際に付定されている住居番号は未収録であり、基礎番号のみ収録しているため、枝番のあるレコードは収録していません。

3.5 効力発生日と廃止日

アドレス・ベース・レジストリの各テーブル（位置参照拡張を除く）には、「効力発生日」「廃止日」のフィールドを用意しています。これらは、初期データ整備では収録していませんが、今後のアドレス・ベース・レジストリ運用において、過去のレコードを保持できるようにすること、変更時に変更前後の情報を両方保持できるようにすること等を想定して、あらかじめ項目だけ用意しているものです。

4 初期データ整備の概要

初期データ整備の概要は、下図のとおりです。収録データの詳細を把握されたい際にご参照ください。



なお、上図では小字の非起番レコードも記載していますが、公開データには含みません。

4.1 市区町村マスターの初期整備

総務省が公開している全国地方公共団体コードを参照し、アドレス・ベース・レジストリで定めたデータ形式に変換・収録するとともに、一部属性情報を他の情報ソースから取得・収録しました。

参照元データ (出典)		アドレスデータ項目
全国地方公共団体コード (*1)	総務省	全国地方公共団体コード (6桁) 都道府県名/カナ 市区町村名/カナ 政令市区名/カナ
JIS X 0402	JIS 規格	郡名/カナ
「地名等の英語表記規程」 (平成28年国地達第10号) (*2)	国土交通省国土地理院	都道府県名_英字 郡名_英字 市区町村名_英字 政令市区名_英字

(*1) <https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

(*2) <https://www.gsi.go.jp/common/000138865.pdf>

4.2 町字マスターの初期整備

町字マスターのレコードは、電子国土基本図（地名情報）を基礎として全件採用した上で、不動産登記の地番区域情報と突合し、電子国土基本図（地名情報）に未収録の町字を追加でレコードとして採用しています。住所の表記に必要となる小字（地番が小字起番の場合の小字）を含みます。なお、2021年8月時点で入手したデータを使用しています。

参照元データ（出典）		レコードとして採用する条件
電子国土基本図（地名情報）（*3）	国土交通省国土地理院	全件採用（通称名、道路方式の住居表示の場合の道路名を含む）
不動産登記 地番区域情報	法務省	電子国土基本図に未収録の大字・町丁目及び地番が小字起番の場合の小字

(*3) <https://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/chimeijoho.html>

アドレスデータの各項目の出典は以下のとおりです。

参照元データ（出典）		アドレスデータ項目
（市区町村マスターと重複する項目）		市区町村マスターの説明のとおり
電子国土基本図（地名情報）	国土交通省国土地理院	大字・町名／カナ 丁目名／数字 小字名／カナ 位置参照拡張の代表点（緯度／経度）
大字町丁目レベル位置参照情報（*4）	国土交通省	町字 ID
街区レベル位置参照情報（*4）	国土交通省	住居表示フラグ
不動産登記 地番区域情報	法務省	起番フラグ （以下は電子国土基本図に未収録で地番区域情報から収録した場合） 大字・町名／カナ 丁目名／数字 小字名／カナ
郵便番号データ（*5）	日本郵便	大字／町名_英字 小字名_英字

(*4) <https://nlftp.mlit.go.jp/isj/data.html>

(*5) <https://www.post.japanpost.jp/zipcode/download.html>

4.3 住居表示-街区マスターの初期整備

住居表示-街区マスターは、電子国土基本図（地名情報）住居表示住所、及び、街区レベル位置参照情報から整備しています。

参照元データ（出典）		レコードとして採用する条件
電子国土基本図（地名情報）住居表示住所（*6）	国土交通省国土地理院	全件採用
街区レベル位置参照情報	国土交通省	住居表示のレコードを採用

(*6) https://www.gsi.go.jp/kihonjohochousa/jukyo_jusho.html

アドレスデータの各項目の出典は以下のとおりです。

参照元データ（出典）		アドレスデータ項目
（市区町村マスター・町字マスターと重複する項目）		市区町村マスター・町字マスターの説明のとおり
電子国土基本図（地名情報）住居表示住所	国土交通省国土地理院	街区符号 位置参照拡張の代表点（緯度／経度）
街区レベル位置参照情報	国土交通省	街区符号 位置参照拡張の代表点（緯度／経度）

4.4 住居表示-住居マスターの初期整備

住居表示-住居マスターは、電子国土基本図（地名情報）住居表示住所をそのまま採用しています。なお、実際に付定されている住居番号ではなく、基礎番号を収録しています。

アドレスデータの各項目の出典は以下のとおりです。

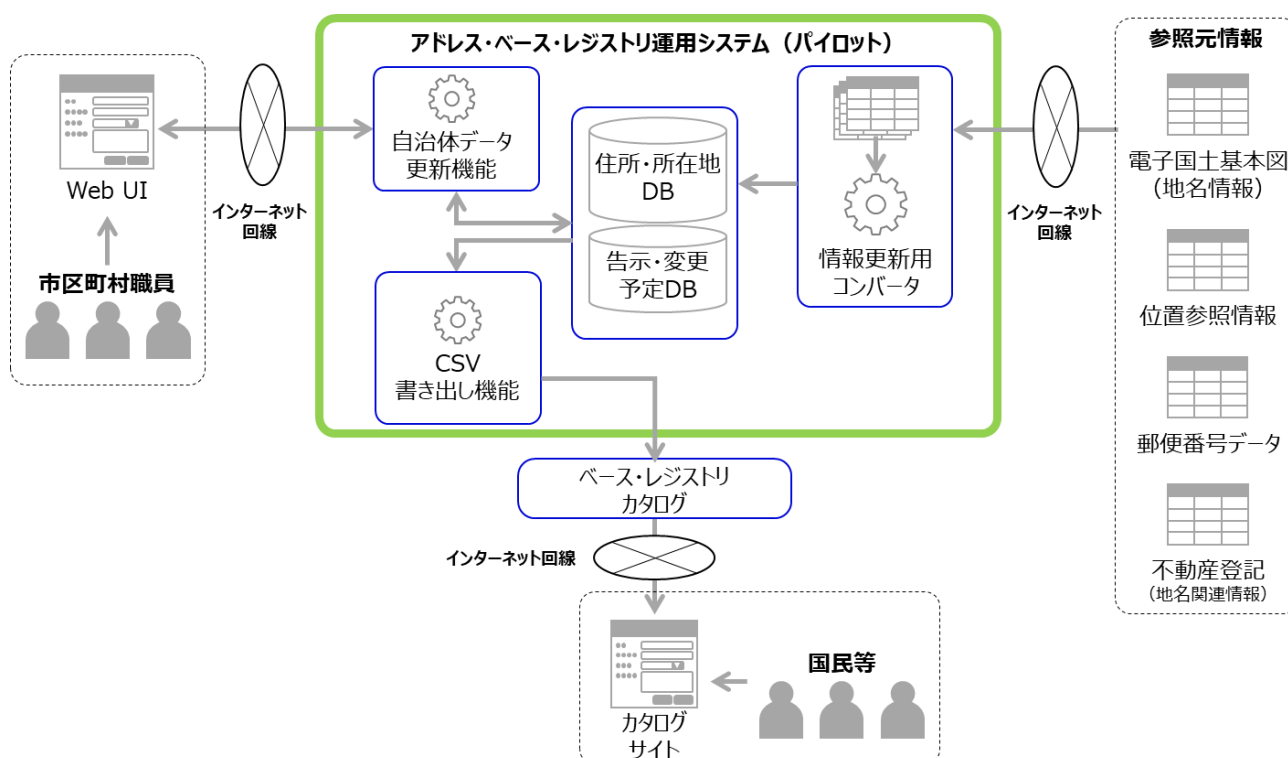
参照元データ（出典）		アドレスデータ項目
（市区町村マスター・町字マスター・住居表示-街区マスターと重複する項目）		市区町村マスター・町字マスター・住居表示-街区マスターの説明のとおり
電子国土基本図（地名情報）住居表示住所	国土交通省国土地理院	住居番号 位置参照拡張の代表点（緯度／経度）

5 【参考1】アドレス・ベース・レジストリ運用システム

アドレス・ベース・レジストリを継続的に更新・提供していくための業務システムとして、デジタル庁ではアドレス・ベース・レジストリ運用システムを構築しています。

2021年度にパイロットシステムを構築し、いくつかの市に協力いただき実証を行いました。2022年度には本番稼働に向けた機能拡張と、さらなる実証を行います。

以下に運用システムの概要を図示します（2022年4月時点のパイロットシステム）。



初期データ整備により作成されたデータは、住所・所在地DBに格納されています。

自治体データ更新機能は、市区町村の職員の方々が、インターネット経由でブラウザの画面にログインし、住所・所在地DBの内容の確認や更新をすることができます。また、告示や変更予定の情報登録や資料アップロードができます。登録された情報・資料は国土地理院等にも共有していく予定です。

初期データ整備にも使用した参照元データが更新された場合、情報更新用コンバータを使って更新情報を取り込みます。

6 【参考2】町字 ID 付番ガイドライン

6.1 町字 ID の付番方法

町字 ID は、町字を構成する 2 階層を表現し、上 4 桁で「大字・町」、下 3 桁で「丁目・小字」を表す。

① 小字の扱い

大字のみのレコード、各小字のレコードを収録する。同じ大字の配下にある小字の町字 ID は、上 4 桁は同一数字とする。小字の町字 ID は下 3 桁に 101 以降の数字を使う。

大字 A

小字 X	小字 Y	小字 Z
---------	---------	---------

レコード	フィールド	収録値 (例)	
大字 A	町字 ID	0123000	(*1)
	住居表示フラグ	0 (住居表示非実施)	
	町字区分コード	1 (大字・町)	
小字 X	町字 ID	0123101	(*1)
	住居表示フラグ	0 (住居表示非実施)	
	町字区分コード	2 (小字)	
小字 Y	町字 ID	0123102	(*1)
	住居表示フラグ	0 (住居表示非実施)	
	町字区分コード	2 (小字)	
小字 Z	町字 ID	0123103	(*1)
	住居表示フラグ	0 (住居表示非実施)	
	町字区分コード	2 (小字)	

(*1) 上 4 桁は同一数字。

② 丁目の扱い

丁目の前につく固有地名が同じ場合（下記例の「町字 A」）は、上 4 桁は同一数字とする。丁目の町字 ID は下 3 桁を丁目の数字をそのまま用いる（左側は 0 埋め）。これら複数の丁目をグルーピングした町のレコード（下 3 桁が「000」）も収録する。なお、丁目の前につく固有地名と同じ住居表示非実施の町字が併存する場合は、別レコードとして収録し、町字 ID の上 4 桁は別々の数字を付番する（下記例の「0123」と「1234」）。

町字 A 1 丁目	町字 A 2 丁目	町字 A 3 丁目	町字 A (住居表示非実施)
--------------	--------------	--------------	-------------------

レコード	フィールド	収録値 (例)	
町字 A	町字 ID	0123000	(*2)
	住居表示フラグ	1 (住居表示実施)	
	町字区分コード	1 (大字・町)	
町字 A 1 丁目	町字 ID	0123001	(*2)
	住居表示フラグ	1 (住居表示実施)	
	町字区分コード	3 (丁目)	
町字 A 2 丁目	町字 ID	0123002	(*2)
	住居表示フラグ	1 (住居表示実施)	
	町字区分コード	3 (丁目)	
町字 A 3 丁目	町字 ID	0123003	(*2)
	住居表示フラグ	1 (住居表示実施)	
	町字区分コード	3 (丁目)	
町字 A (住居表示 非実施)	町字 ID	1234000	(*3)
	住居表示フラグ	0 (住居表示非実施)	
	町字区分コード	1 (大字・町)	

(*2) 上 4 桁は同一数字

(*3) 上 4 桁は (*2)とは異なる数字

③ 同じ町字の一部が住居表示実施されている場合

住居表示非実施のレコードと住居表示実施のレコードをそれぞれ収録するが、町字 ID の上 4 桁は同一数字とする（住居表示フラグの値が異なる）。なお、丁目の一部が住居表示実施されている場合は、同様に住居表示非実施のレコードと住居表示実施のレコードをそれぞれ収録し、町字 ID の 7 桁は同一数字とする（住居表示フラグの値が異なる）。



レコード	フィールド	収録値 (例)	
町字 A (住居表示 非実施)	町字 ID	0123000	(*4)
	住居表示フラグ	0 (住居表示非実施)	(*5)
	町字区分コード	1 (大字・町)	
町字 A (住居表示)	町字 ID	0123000	(*4)
	住居表示フラグ	1 (住居表示実施)	(*5)
	町字区分コード	1 (大字・町)	

(*4) 7 桁同一数字

(*5) 住居表示フラグの値が異なる

④ 初期データに関する留意事項

初期データの町字 ID は、国土交通省の位置参照情報のコードを踏襲することを推奨しているが、上記仕様と異なる採番がなされているレコードに関しては、町字 ID を振り直すものとする。

⑤ 新たな町字 ID を付番するとき

「効力発生日（町字の新設・名称変更の実施日）」および「大字・町名_カナ」の昇順で、既存レコードの町字 ID（上 4 桁）の最大値 +1 の数字を新たに振っていくものとする。

6.2 町字の異動に対するレコード更新ポリシー

町字 ID を新たに付番するケースや、旧レコードを削除（又は廃止状態化－廃止日に有効値を収録）して新レコードを追加するケースについて、以下の通りとする。

町字 ID を新たに付番して新レコードを作成するケース：

- 町字の画定（新設）－ 住居表示実施に伴うケースを含む

旧レコードを削除（又は廃止状態化－廃止日に有効値を収録）し、町字 ID を新たに付番して新レコードを作成するケース：

- 全国地方公共団体コード（市区町村コード）に変更が生じる事案（市町村合併、政令指定都市移行、市制施行、他の都道府県への編入、など）－ 但し、同一コードが重複しない等、異動前の町字 ID をそのまま継承できるケースは継承することを妨げない

旧レコードを削除（又は廃止状態化－廃止日に有効値を収録）し、町字 ID を変更せず新レコードを作成するケース：

- 町字の区域・名称の変更を伴わない住居表示の実施（住居表示フラグが変更）
- 町字の名称のみの変更

旧レコードを削除（又は廃止状態化－廃止日に有効値を収録）し、新レコードを作成しないケース：

- 町字の廃止

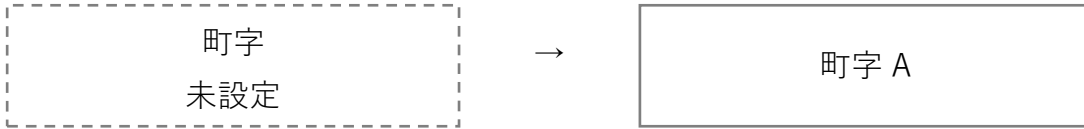
レコードを更新しないケース：

- 町字の区域のみの変更－ 元の区域の一部に町字が画定されるケースを含む

6.3 町字の区域・名称の変更 - 主なパターンの整理

① 区域の画定（新設）

従来町字未設定だった区域（新たに生じた土地等）に新たな町字を画定



町字 A	町字 ID	新規 ID を付番
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

1 つの町字の区域内の一部を新たな町字として画定



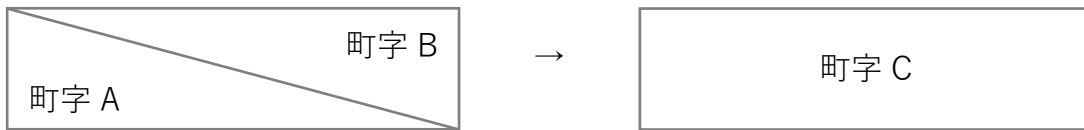
町字 A	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）
町字 B	町字 ID	新規 ID を付番
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

複数の町字の区域内の一部を新たな町字として画定



町字 A	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）
町字 B	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）
町字 C	町字 ID	新規 ID を付番
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

複数の町字の全域を含む新たな町字を画定



町字 A	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	廃止日	廃止実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町字 B	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	廃止日	廃止実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町字 C	町字 ID	新規 ID を付番
	効力発生日	画定実施日の日付を収録

② 区域の廃止（全部又は一部）

町字の区域内の一部が消滅（水域に変化した等）



町字 A	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）

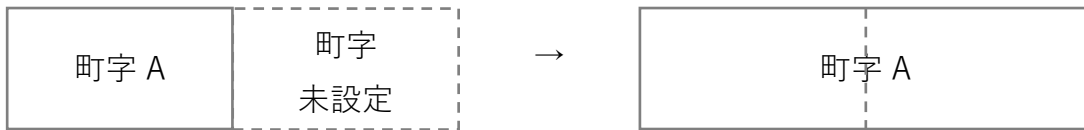
町字の区域内の全部が消滅（水域に変化した等）



町字 A	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	廃止日	廃止実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）

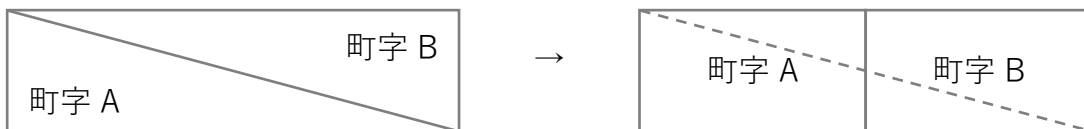
③ 区域の変更

町字に従来町字未設定だった区域（新たに生じた土地等）を編入



町字 A	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）

町字が他の町字の区域内の一部を編入



町字 A	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）
町字 B	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）

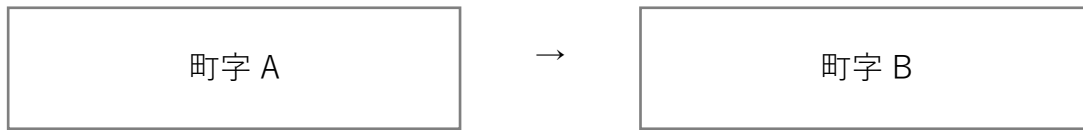
町字が他の町字の区域内の全部を編入



町字 A	町字 ID	変更前の ID を継承
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）
町字 B	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	効力発生日	廃止実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）

④ 名称の変更

町字の名称を変更



町字 A	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	大字・町名	町字 A の名称
	丁目名	
	小字名	
	効力発生日	変更実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町字 B	町字 ID	変更前の ID を継承
	大字・町名	町字 B の名称
	丁目名	
	小字名	
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

⑤ 住居表示の実施

町字の全域で住居表示の実施（区域の画定又は区域の変更、かつ/又は名称の変更を伴う場合がある）



町字 A ※旧レコード	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	住居表示フラグ	0(住居表示非実施)
	廃止日	変更実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町字 A ※新レコード	町字 ID	変更前の ID を継承
	住居表示フラグ	1(住居表示実施)
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

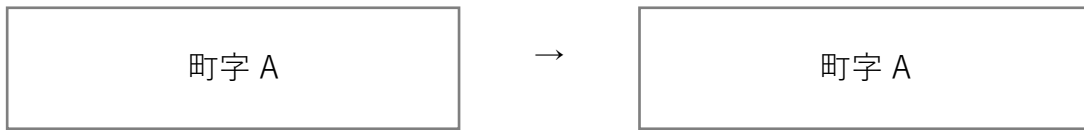
町字の区域内の一部で住居表示の実施



町字 A ※住表未実施	町字 ID	変更前の ID を継承
	住居表示フラグ	0(住居表示非実施)
	効力発生日	変更しない（ポリゴン形状は変更）
町字 A ※住表実施	町字 ID	変更前の ID を継承
	住居表示フラグ	1(住居表示実施)
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

⑥ 上位階層の変更

市制施行による全国地方公共団体コード・市区町村名等の変更（町字レベルの変更はなし）



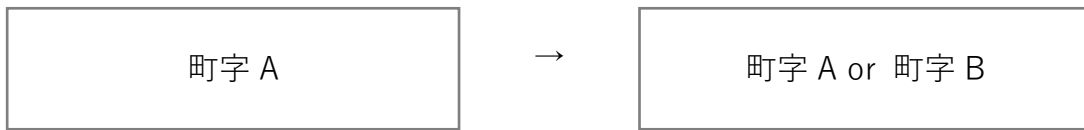
町字 A ※旧レコード	全国地方公共団体コード	変更なし（過去レコード保持の場合）
	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	廃止日	変更実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町字 A ※新レコード	全国地方公共団体コード	新規に付与される
	町字 ID	新規 ID を付番（旧町字 ID を継承してもよい）
	（市区町村レベル各名称項目）	変更後の各名称を収録
	効力発生日	変更実施日の日付を登録

町制施行（村→町）による市区町村名の変更（町字レベルの変更はなし）



町字 A ※旧レコード	全国地方公共団体コード	変更なし（過去レコード保持の場合）
	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	効力発生日	変更実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町(字)A ※新レコード	全国地方公共団体コード	変更なし
	町字 ID	変更なし
	（市区町村レベル各名称項目）	変更後の各名称を収録
	効力発生日	変更実施日の日付を収録

市町村合併又は政令指定都市移行で全国地方公共団体コード等の変更



町字 A ※旧レコード	全国地方公共団体コード	変更なし（過去レコード保持の場合）
	町字 ID	変更なし（過去レコード保持の場合）
	廃止日	変更実施日の日付を収録（過去レコード保持の場合）
町字 A ※新レコード	全国地方公共団体コード	新規に付与される
	町字 ID	新規 ID を付番（市区町村区域分割時等可能な場合は旧町字 ID を継承してもよい）
	（市区町村レベル各名称項目）	変更後の各名称を収録
	大字・町名	変更なし 又は 町(字)A から 町(字)B に変更
	丁目名	（合併時に区域を変更せず旧行政名を付加するケース等あり）
	小字名	
	効力発生日	変更実施日の日付を登録

変更履歴

日付	位置	変更内容
2022-04-18		初版作成